

団体傷害保険

定時募集用 (10月)

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

団体割引
20%
適用

万が一のケガや自転車運転中などの賠償リスク、親御さまの介護等を補償する制度です

加入をご希望の方・プラン変更したい方・脱退を希望される方は下記URLもしくは下の二次元コードよりお手続きください。
事前のご相談はお電話やメールにてお問い合わせください。

※重要事項のご説明と健康状況告知書は下記「お手続きサイト」よりご確認ください。お手続き画面に表示されるご年齢は2026年1月1日時点のものとなります。

手続き締切日： **2025年10月31日 (金)**

＼お手続きはコチラ！！／



【ログインID】

社員番号 (8桁)

<グループ会社所属の方> アルファベットは大文字

【パスワード】

A + 生年月日 (西暦8桁) + @

例) 1980年1月1日の場合

A19800101@

※初回ログインの際に初期パスワードの変更が必要となります。

<https://dantai.ms-ins.com/index.php?ID=2nzx8k>

保険期間

2026年1月1日午後4時から2027年1月1日午後4時まで1年間

保険料の払込方法

2026年1月給与より毎月控除させていただきます。
月払保険料はインターネットお手続き画面にてご確認ください。

<新規加入の場合>

次ページ以降をご確認いただき、希望のプランをお選びください。あわせて「お手続きサイト」にて「団体総合生活補償保険 (MS&AD型) パンフレット別冊」も必ずご確認ください。

※一部のご契約・健康に関する告知によっては書類でのお手続きが必要になる場合があります。お手続き画面で書面でのお手続きのご案内が出た場合にはお問い合わせ先までご連絡ください。

<継続・脱退 (解約) の場合> ※内容変更・脱退は毎年10月のみお手続きが可能です

現在の補償を継続する場合

お手続き不要です。

補償の変更をご希望の場合

WEBページより期限内にお手続きをお願いします。

補償の継続を希望しない場合

お手続きがない場合は前年ご加入の内容に応じたセットでの**自動継続**となりますのでご注意ください。

親の介護に備えたい方向け

【親介護プラン】



組み合わせ例

【基本補償】K1 + 【オプション3】 P3

保険料 (親年齢が70才の場合) : **2,180円**

(K1 : 990円 P3 : 1,190円)

P4 (保険金額300万円) の場合は 4,560円

自転車に乗る方向け

【自転車利用者向けプラン】



680円~

組み合わせ例

【基本補償】K1 + 【オプション1】 S1

保険料 : **1,140円**

(K1 : 990円 S1 : 150円)

道具を持って出かける方向け

【アウトドア向けプラン】



690円~

組み合わせ例

【基本補償】K1 + 【オプション2】 S2

保険料 : **1,150円**

(K1 : 990円 S2 : 160円)

【問い合わせ先・代理店・扱者】

日本調剤株式会社 保険サービス事業部
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番11号 田町タワー9階
TEL : 03-6810-0867 FAX:03-3457-3140
メール : jphoken-sonpo@nicho.co.jp

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
駿河台新館
TEL : 03-3259-6684

万が一のケガや賠償リスク等を補償する制度です

「基本補償 (3プランから選択)」と「オプション補償」を組み合わせでご加入いただけます。

基本補償

日常生活におけるケガを補償します

たとえば……



熱中症 (※1)



自転車でのケガ



転倒でのケガ



スポーツ中のケガ

保険金の種類	保険金額	Kセット (お手軽)	K1セット (基本)	K2セット (充実)
傷害死亡保険金	傷害死亡・後遺障害 保険金額	100万円	150万円	300万円
傷害後遺傷害保険金 (※2)				
傷害入院保険金 支払対象期間: 180日 支払限度日数: 180日	傷害入院保険金 日額	2,000円	4,000円	8,000円
傷害手術保険金 (※3)				
傷害通院保険金 支払対象期間: 180日 支払限度日数: 90日	傷害通院保険金 日額	1,000円	2,000円	4,000円
保険料 (月払)		530円	990円	1,990円

※1 熱中症危険補償特約がセットされているため、日射・熱射により被った身体傷害についても、保険金をお支払いします。

※2 後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

※3 入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。

注 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

オプション補償

※「オプション補償」のみのご加入はできません

オプション 1 (S1セット)

たとえば……

日常生活における賠償責任と
他人からの借り物に関する賠償責任を補償します



自転車で歩行者と接触
ケガをさせてしまった……



買い物中に買って商品
壊してしまった……



友人に借りたカメラを
壊してしまった……

● 日常生活賠償特約 ※4

国内外補償。ただし電車等運行不能による賠償責任、
示談交渉は日本国内のみ対象

*賠償事故の示談交渉は引受保険会社がお引受けします。
(詳細は「団体総合生活補償保険 (MS&AD型) パンフレット別冊」をご覧ください)

● 受託物賠償責任補償特約 ※4 ※5

国内外補償。ただし日本国内での受託物のみ補償

※4 被保険者の範囲は、被保険者本人およびその家族です。補償の対象となる家族の範囲は「団体総合生活補償保険 (MS&AD型) パンフレット別冊」「契約概要のご説明」の「1. (1) 商品の仕組み」をご覧ください。

※5 「受託物」とは被保険者が日本国内において、他人 (レンタル業者を含みます) から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。
ただし、「団体総合生活補償保険 (MS&AD型) パンフレット別冊」の「補償対象外となる主な受託物」を除きます。

保険金の種類	S1セット
日常生活賠償保険金額	3億円
受託物賠償責任保険金額 (免責金額5,000円)	10万円
保険料 (月払)	150円

オプション 2 (S2セット)

たとえば……

盗難・破損・火災などの偶然な事故により携行品 ※6 に損害が
発生した場合を実費で補償 ※7 します



ベビーカーが破損した……



キャンプ道具が破損した……

● 携行品損害補償特約

国内外補償。

※6 「携行品」とは、被保険者が住宅 (敷地を含みます) 外において携行している
被保険者所有の身の回り品 (カメラ、衣類、レジャー用品等) をいいます。ただし、
「団体総合生活補償保険 (MS&AD型) パンフレット別冊」の「補償対象外となる
主な「携行品」を除きます。

※7 携行品損害保険金の損害の額は、1個、1組、1対のものについて10万円が
限度となります。限度額は補償対象となる携行品によって一部異なりますので詳細は
「団体総合生活補償保険 (MS&AD型) パンフレット別冊」をご覧ください。

保険金の種類	S2セット
携行品損害保険金額 (免責金額 3,000円)	30万円
保険料 (月払)	160円

親の介護への備え

オプション3 (P1~P4セット)

たとえば・・・



父親が脳卒中で倒れ、一命はとりとめたものの、要介護3と認定された

●親介護一時金支払特約

基本補償部分の被保険者の親（姻族を含みます）のうち最大2名まで、ご年齢が満89才までご加入可能

基本補償部分の被保険者の親（姻族を含みます）の要介護状態が90日を超えて継続した場合、親介護一時金額の全額を一時金としてお支払いします。介護のため一時的に必要となる費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。

●親の介護はある日突然、始まります

Q 金額面は・・・

●一時的にかかる費用・・・平均 **74**万円
(介護用品・住宅リフォーム・介護用ベッドの購入等)

●月々の費用・・・平均 **8.3**万円

Q 期間は・・・

●介護に要した期間・・・平均 **5年1**か月

生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査/令和3年度から作成

Q 支払要件となる要介護状態はどのような状態？

A：要介護状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。詳細は「団体総合生活補償保険（MS&AD型）パンフレット別冊」 「※印の用語のご説明」をご覧ください。

①公的介護保険制度に基づく要介護3（P1,P2セット）または要介護2（P3,P4セット）以上の要介護認定の効力が生じた場合。
※公的介護保険制度における要介護認定の詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/index.html)
もしくは

https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kentou/15kour_ei/sankou3.html)

②上記以外で引受保険会社約款所定の状態に該当した場合
<引受保険会社約款所定の状態の例>

要介護2

- 自分では両足での立位保持ができない。
- 歯磨きの一連の行為を一人で行うことができない。等

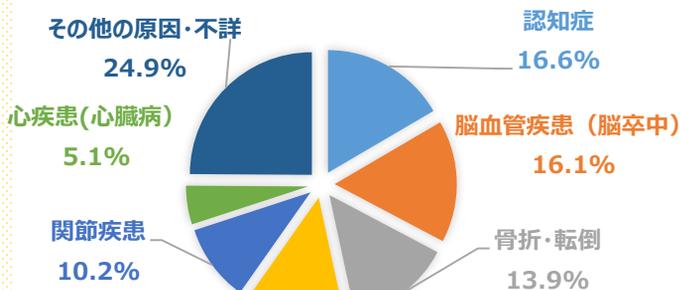


要介護3

- 壁・手すり、いすの背または杖等につかまっても、自分では両足での立位保持ができない。
- 自分では食事を全く摂取することができない。等



【介護が必要になった原因】



厚生労働省「国民生活基礎調査」2022年から作成

介護のリスクについて動画でチェック！
二次元コードをスマートフォン等で読み込み、アクセスしてください。(通信料がかかります)



<保険料(月払)>

【P3】【P4】セット「要介護2」から補償可能！

おススメ!

	P1セット		P2セット		P3セット		P4セット	
	要介護3				要介護2			
被保険者さま 年齢	保険金額 100万円	保険金額 300万円	保険金額 100万円	保険金額 300万円	保険金額 100万円	保険金額 300万円	保険金額 100万円	保険金額 300万円
20~39才	10円	20円	10円	30円				
40~44才	10円	20円	10円	30円				
45~49才	10円	40円	20円	60円				
50~54才	30円	90円	40円	130円				
55~59才	70円	210円	100円	300円				
60~64才	150円	460円	220円	670円				
65~69才	340円	1,030円	530円	1,580円				
70~74才	760円	2,280円	1,190円	3,570円				
75~79才	1,640円	4,930円	2,640円	7,920円				
80~84才	4,200円	12,590円	6,820円	20,450円				
85~89才	8,940円	26,830円	13,660円	40,990円				

◎年齢は保険始期（2026年1月1日）時点での満年齢となります。
◎親1名あたりの保険料です。

お申し込み手続き方法は1ページ目をご確認ください

ご注意事項

●この保険は日本調剤株式会社が発行する団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。

被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

●次のいずれかに該当する場合にはネット手続きまたは加入申込票での手続きが必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

●日常生活賠償、受託物賠償責任、携行品損害の特約のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

●お申込人となれる方は日本調剤株式会社、日本ジェネリック株式会社、株式会社メディカルリソース、長生堂製薬株式会社、合同会社水野（以降、日本調剤株式会社およびその関連会社・子会社といたします。）の役員・従業員に限ります。

●この制度で被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、日本調剤株式会社およびその関連会社・子会社の役員・従業員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。

（*）ネット手続き画面・加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

募集するプランにセットされている特約

特約名	保険金の種類				募集セット名
傷害補償（MS&AD型）特約	傷害保険金	傷害死亡保険金	傷害後遺障害保険金	傷害入院保険金	K・K1・K2
		傷害手術保険金	傷害通院保険金		
日常生活賠償特約	日常生活賠償保険金				S1
受託物賠償責任補償特約	受託物賠償責任保険金				S1
携行品損害補償特約 ・新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット	携行品損害保険金				S2・
親介護一時金支払特約	親介護一時金				P1・P2・P3・P4
要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）					P3・P4

特約名	募集セット名
天災危険補償特約	K・K1・K2
熱中症危険補償特約	

団体総合生活補償保険（MS&AD型）パンフレット別冊」を必ずあわせてご覧ください。

- ・このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認いただきたい事項（「契約概要」）や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項（「注意喚起情報」）、「ご加入内容確認事項」等は、右記二次元コードのリンク先に掲載の「団体総合生活補償保険（MS&AD型）パンフレット別冊」にてご案内しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存していただくか、印刷し、保管していただきますようお願いいたします。
- ・PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



団体総合（MS&AD型）_71538

長期収入ガード (GLTD上乘せ補償制度)

定時募集
(10月)

団体割引
20%
適用

病気やケガで働けなくなった場合、
あなたとご家族の生活を最長60才まで補償する制度です。

加入をご希望の方・プラン変更したい方・脱退を希望される方は下記URLもしくは下の二次元コードよりお手続きください。事前のご相談はお電話やメールにてお問合わせください。

※「団体長期障害所得補償保険（GLTD）パンフレット別冊」と健康状況告知書は下記「お手続きサイト」よりご確認ください。
お手続き画面に表示されるご年令は2026年1月1日時点のものとなります。

手続き締切日： **2025年10月31日（金）**

＼お手続きはコチラ！！／



【ログインID】

社員番号（8桁）

<グループ会社所属の方> アルファベットは大文字

【パスワード】

A + 生年月日（西暦8桁） + @

例）1980年1月1日の場合

A19800101@

※初回ログインの際に初期パスワードの変更が必要となります。

<https://dantai.ms-ins.com/index.php?ID=72usbk>

保険期間

2026年1月1日午後4時から2027年1月1日午後4時まで1年間

保険料の払込方法

2026年1月給与より毎月控除させていただきます。
月払保険料はインターネットお手続き画面にてご確認ください。

<新規加入の場合>

次ページ以降をご確認いただき、希望のプランをお選びください。あわせて「お手続きサイト」にて「団体長期障害所得補償保険（GLTD）パンフレット別冊」も必ずご確認ください。

※一部のご契約・健康に関する告知によっては書類でのお手続きが必要になる場合があります。

お手続き画面で書面でのお手続きのご案内が出た場合には問合わせ先までご連絡ください。

<既加入の場合>

現在の補償を継続する場合

お手続き不要です。

補償の変更をご希望の場合

WEBページより期限内にお手続きをお願いします。

補償の継続を希望しない場合

お手続きがない場合は前年ご加入の内容に応じたセットでの**自動継続**となりますのでご注意ください。

【問合わせ先・代理店・扱者】

日本調剤株式会社 保険サービス事業部
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番11号 田町タワー9階
TEL: 03-6810-0867 FAX: 03-3457-3140
メール: jphoken-sonpo@nichoco.jp

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
駿河台新館
TEL: 03-3259-6684

病気やケガで働けなくなった場合

あなたとご家族の生活を
最長満60才まで
補償する制度です。

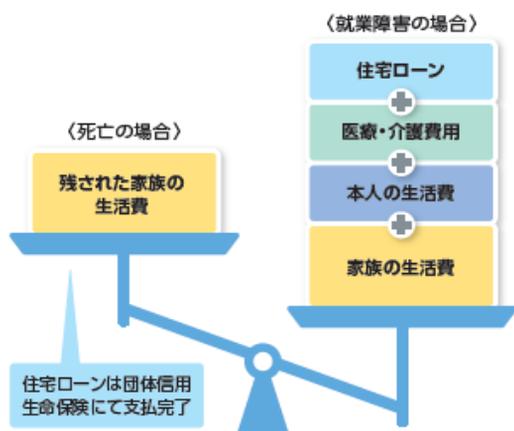
病気やケガで働けなくなったら…

収入がゼロになっても、日々の出費は止まりません!!

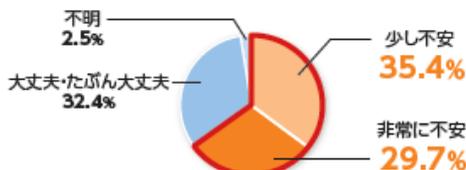
従業員の不安

ケガや病気により働けなくなって「所得喪失」状態となった場合、死亡の場合以上に経済的負担が大きくなる可能性があります。

死亡時と働けなくなった時の経済的負担の差

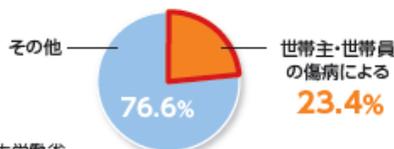


世帯主に万一のことがあった場合の経済的備えに対する安心感・不安感



出典：公益財団法人生命保険文化センター
「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

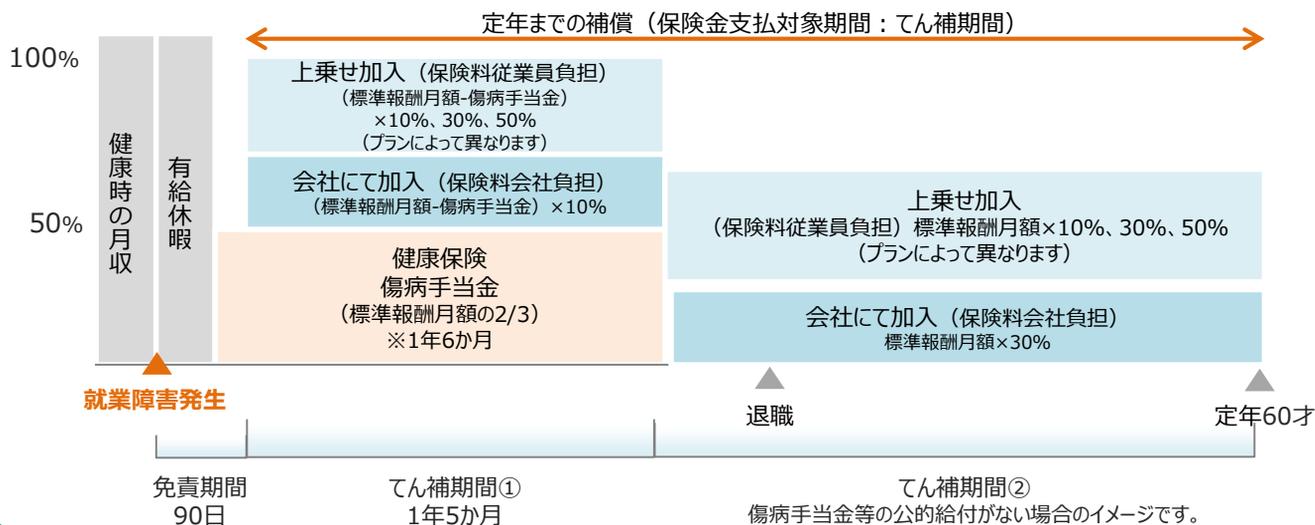
生活保護を開始する理由



出典：厚生労働省
「平成30年度 生活保護の被保護者調査」

そこで、長期就業障害時の収入の補償となる制度が必要です!

長期収入ガード(GLTD)上乗せ制度の補償内容



傷病手当金等の公的給付がない場合のイメージです。

長期収入ガード(GLTD 上乘せ補償制度)の特徴

● 最長満60才までのロング補償

病気やケガにより長期の療養が必要になり、免責期間 (90日) を超えてその状態が継続し、保険金お支払いの条件を満たしている場合、60才に達する誕生日前日の属する月末 (免責期間終了日の翌日から60才に達する誕生日前日の属する月末までの期間が3年に満たない場合は最長3年間) まで保険金を被保険者 (加入者) にお支払いします。ただし、精神障害によるものは、基本契約のてん補期間にかかわらず、最長24か月となります。

● 復職後も引き続き補償

病気やケガが原因で就業障害となり、免責期間 (90日) を超えて就業できない状態が継続した後に復職した場合でも、障害が残り一部業務にしか従事できず、かつ20%を超える所得の喪失がある場合には、所得喪失割合に応じて保険金を被保険者 (加入者) にお支払いします。

● 退職後も保険金をお支払い

就業障害が原因で退職しても、在職中に被った病気やケガが原因で就業障害が継続し、保険金支払い条件を満たす限り保険金を受け取ることができます。

● 入院だけでなく自宅療養中も補償

働けない状態で保険金のお支払いの条件を満たしている場合は、入院に限らず通院・自宅療養中でもお支払いの対象となります (医師の指示が必要になります)。

● 保険金は全額非課税・保険料は生命保険料控除の対象

<税法上の取扱い> (2025年7月現在)

払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

● 独自の福利厚生制度

日本調剤グループの従業員※のみが加入できる制度です。

※日本調剤株式会社、日本ジェネリック株式会社、株式会社メディカルリソース、長生堂製薬株式会社、合同会社水野の満59才以下のすべての従業員 (一部パート社員は除く)。

● 会社加入分については会社が保険料を負担

会社加入分の補償については、従業員※を対象に会社が保険料を負担しています。今回募集をするのは、会社加入分の任意上乘せプランです

※勤続3年目以上の正社員・準社員 (契約社員・パート社員は除く)。

プランのご案内

【現在加入中の方へ】

特定の疾病・症状群について不担保を条件に加入されている方も再度お手続きいただくことで無条件となる場合があります。

Aプラン

標準報酬月額

50%補償



住宅ローンがある方、お子さまの教育費がかかっている方等、就業障害によるリスクが大きい方向けのプランとなります。

Bプラン

標準報酬月額

30%補償



こちらが従業員の皆さま向けの基本的なプランとなります。会社加入分と合わせると、傷病手当金に近い額の補償になります。

Cプラン

標準報酬月額

10%補償



お子さまが独立され、就業障害によるリスクの小くなった方向けのプランです。会社加入分と合わせると、傷病手当金の約6割を目安とした補償となります。

各プランの保険料はインターネット手続き画面からご確認ください。

※皆さまの標準報酬月額により保険料が異なります。また、保険料は前年度ご加入いただいた被保険者の人数等によって割増率が適用されます。

※例えば、標準報酬月額60万円の方は月額60万円の10%、30%、50%の補償となります。(「お支払いする保険金の額 (計算式等)」については本パンフレット1頁をご参照ください。)

お申し込み手続き方法は5ページ目をご確認ください

ご注意事項

●この保険は日本調剤株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内していません。

被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者をご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

●次のいずれかに該当する場合にはネット手続きまたは加入申込票での手続きが必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

●お申込人・被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方は、日本調剤株式会社、日本ジェネリック株式会社、株式会社メディカルリソース、長生堂製薬株式会社、合同会社水野（以降、日本調剤株式会社およびその関連会社・子会社といたします）の保険始期日時点で満59才以下のすべての従業員に限りま。ただし、非常勤、パート、アルバイト、健康保険の対象とならない方を除きます。

（*）ネット手続き画面・加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

てん補期間

60才に達する誕生日前日の属する月末まで（免責期間の終了日の翌日から60才に達する誕生日前の属する月末までの期間が3年に満たない場合は3年）。ただし、精神障害による就業障害の場合は基本契約のてん補期間にかかわらず24か月が限度となります。

免責期間

90日（注）免責期間中の一時的復職日数の取扱いを協定事項明細書で定めています。

約定給付率

Aプラン：50% Bプラン：30% Cプラン：10%

保険金お支払額の算出式

保険金お支払月額＝（〔支払基礎所得額〕×〔所得喪失率〕－〔公的給付控除対象額〕）×〔約定給付率（Aプラン：50%、Bプラン：30%、Cプラン：10%）〕（この契約は【公的給付控除あり】です。）

募集するプランにセットされている特約

天災危険補償特約・精神障害補償特約（保険金支払期間：最長24か月）・妊娠に伴う身体障害補償特約（女性の方のみ）

最高保険金支払月額

30万円

「団体長期障害所得補償保険（GLTD）パンフレット別冊」を必ずあわせてご覧ください。

- ・このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認いただきたい事項（「契約概要」）や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項（「注意喚起情報」）、「ご加入内容確認事項」等は、右記二次元コードのリンク先に掲載の「団体長期障害所得補償保険（GLTD）パンフレット別冊」にてご案内しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存していただくか、印刷し、保管していただきますようお願いいたします。
- ・PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



GLTD_71490